

実地検査における確認事項及び注意点について

つくば市保健部介護保険課

1. 主な確認事項について

①重要事項説明書・契約書・個人情報利用の同意書

・重要事項説明書

サービス開始までに、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者や家族に同意を得ているか。

※介護報酬改定時は、料金改定の内容がわかる資料・同意書を作成し、利用者や家族の同意を得ること。

・契約書

利用者と契約書を取り交わしているか。

・個人情報利用の同意書

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

②計画の作成

- ・アセスメントが行われているか。アセスメントの結果を基に計画の作成が行われているか。
- ・計画の内容について利用者や家族に説明し、同意をもらっているか。交付しているか。
- ・モニタリングを実施しているか。必要に応じて計画の変更を行っているか。

③請求実績と提供記録の確認

- ・請求実績と実際のサービス提供内容に相違がないか。

④加算の算定要件

- ・加算の算定要件を満たしているか。

2. 実際にあった指摘事項について

①計画の実施状況の把握について（共通事項）

計画作成後の実施状況の把握（モニタリング）の記録が不足していた。

→計画作成後においても、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、結果を記録すること。必要に応じて計画の変更を行うこと。

②医療連携体制加算の算定について（認知症対応型共同生活介護）

入居時に説明する必要があった、「重度化した場合の対応に係る指針」の同意が漏れていた利用者がいた。

→「重度化した場合の対応に係る指針」は必ず作成し、入居の際に利用者や家族に内容を説明し同意を得ること。すでに入居していて同意を得ていない利用者からも同意を得ること。

③計画作成について（認知症対応型共同生活介護）

計画作成が、他の介護従業者と協議の上で行われたことの記録がなかった。

→計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成すること（基準第98条の3）になっている。計画の内容について、担当者会議等で協議が行われたことがわかるよう記録すること。

④小規模多機能型居宅介護と福祉用具貸与の併用について（小規模多機能型居宅介護）

小規模多機能型居宅介護事業所に入所している利用者が福祉用具貸与などいわゆる外部サービスを利用する場合でも、小規模多機能型居宅介護計画しか作成していなかった。

→入所している利用者が外部サービスを利用する場合は、小規模多機能型居宅介護計画以外に居宅サービス計画も作成すること。

⑤被保険者証への記載について（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

入所に際して入所年月日や施設種類等の情報を被保険者証に記載していなかった。

→入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載すること。

地域密着型サービス事業所集団指導 説明資料

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑥個別機能訓練加算について（地域密着型通所介護）

個別機能訓練加算を算定するに際して、様式及び手順の不備があった。

→「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日付老認発0316第3号等）を参照の上、個別機能訓練の事務処理手順及び実施状況を確認すること。また確認の結果、算定が不適切な利用者がいた場合、該当する利用年月について過誤申立書を提出すること。

⑦入所時の確認事項について（認知症対応型共同生活介護）

入居に際し主治医の診断書等により認知症である者であることが確認できなかった。

→入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入所申込者が認知症である者であることの確認をすること。